

# 令和6年11月文京区議会定例議会追加提案事項

## 1 文京区長及び副区長給与条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 給料月額及び期末手当に係る支給月数を改定するため、提案する。  
 (2) 改正内容

ア 給料月額の改定（別表第1）

- (ア) 区長 125万8,900円 → 127万0,200円（11,300円）  
 (イ) 副区長 101万8,800円 → 102万8,000円（9,200円）

イ 期末手当の支給月数の引上げ（第5条第2項）

- (ア) 区長 年間3.40月 → 年間3.60月（0.2月）  
 (イ) 副区長 年間3.40月 → 年間3.60月（0.2月）

改定① 令和6年12月に支給する期末手当の支給月数の改定

改定② 令和7年度以後に支給する期末手当（6月及び12月支給）の支給月数の改定  
 （単位：月）

	現 行	改定① （現行との増減）	改定② （現行との増減）
6月期	1.70	1.70 （変更なし）	1.80 （0.1）
12月期	1.70	1.90 （0.2）	1.80 （0.1）

(3) 施行期日等

- ア 施行期日 公布の日。ただし、(2)イ改定②については、令和7年4月1日  
 イ 適用日 (2)アについては令和6年4月1日、(2)イ改定①については令和6年12月1日

## 2 文京区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 給料月額及び期末手当に係る支給月数を改定するため、提案する。  
 (2) 改正内容

ア 給料月額の改定（別表第1）

93万1,000円 → 93万9,400円（8,400円）

イ 期末手当の支給月数の引上げ（第5条第2項）

年間3.40月 → 年間3.60月（0.2月）

改定① 令和6年12月に支給する期末手当の支給月数の改定

改定② 令和7年度以後に支給する期末手当（6月及び12月支給）の支給月数の改定  
 （単位：月）

	現 行	改定① （現行との増減）	改定② （現行との増減）
6月期	1.70	1.70 （変更なし）	1.80 （0.1）
12月期	1.70	1.90 （0.2）	1.80 （0.1）

(3) 施行期日等

- ア 施行期日 公布の日。ただし、(2)イ改定②については、令和7年4月1日  
 イ 適用日 (2)アについては令和6年4月1日、(2)イ改定①については令和6年12月1日

3 文京区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

(1) 提案理由 議員報酬月額及び期末手当に係る支給月数を改定するため、提案する。

(2) 改正内容

ア 議員報酬月額の改定（別表）

- (ア) 議長 92万5,100円 → 93万3,400円（8,300円）
- (イ) 副議長 79万2,900円 → 80万0,000円（7,100円）
- (ウ) 委員長 65万0,600円 → 65万6,500円（5,900円）
- (エ) 副委員長 62万3,500円 → 62万9,100円（5,600円）
- (オ) 議員 60万1,200円 → 60万6,600円（5,400円）

イ 期末手当の支給月数の引上げ（第8条第2項）

年間3.30月 → 年間3.50月（0.2月）

改定① 令和6年12月に支給する期末手当の支給月数の改定

改定② 令和7年度以後に支給する期末手当（6月及び12月支給）の支給月数の改定  
（単位：月）

	現 行	改定① （現行との増減）	改定② （現行との増減）
6月期	1.65	1.65 （変更なし）	1.75 （0.1）
12月期	1.65	1.85 （0.2）	1.75 （0.1）

(3) 施行期日等

ア 施行期日 公布の日。ただし、(2)イ改定②については、令和7年4月1日

イ 適用日 (2)アについては令和6年4月1日、(2)イ改定①については令和6年12月1日

#### 4 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(1) 提案理由 特別区人事委員会の勧告に伴い、職員の給与を改定するほか、規定を整備するため、提案する。

##### (2) 改正内容

ア 給料表の改定（別表第一（行政職給料表(一)・(二)）及び別表第二（医療職給料表(一)～(三)）  
 公民較差の解消（11,029円、2.89%）に伴い、給料月額を引き上げる。

イ 期末手当の支給月数の引上げ（第26条第2項及び第3項）

(7) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

一般職員 年間2.40月 → 2.50月（0.1月）

管理職員 年間2.05月 → 2.15月（0.1月）

(4) 定年前再任用短時間勤務職員

一般職員 年間1.35月 → 1.40月（0.05月）

管理職員 年間1.175月 → 1.225月（0.05月）

改定① 令和6年12月に支給する期末手当の支給月数の改定

改定② 令和7年度以後に支給する期末手当（6月及び12月支給）の支給月数の改定

（単位：月）

職員の区分		期	現 行	改定① (現行との増減)	改定② (現行との増減)
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	一般職員	6月期	1.20	1.20 (変更なし)	1.25 (0.05)
		12月期	1.20	1.30 (0.1)	1.25 (0.05)
	管理職員	6月期	1.025	1.025 (変更なし)	1.075 (0.05)
		12月期	1.025	1.125 (0.1)	1.075 (0.05)
定年前再任用短時間勤務職員	一般職員	6月期	0.675	0.675 (変更なし)	0.70 (0.025)
		12月期	0.675	0.725 (0.05)	0.70 (0.025)
	管理職員	6月期	0.5875	0.5875 (変更なし)	0.6125 (0.025)
		12月期	0.5875	0.6375 (0.05)	0.6125 (0.025)

ウ 勤勉手当の支給月数の引上げ（第27条第2項及び第3項）

(7) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

一般職員 年間2.25月 → 2.35月（0.1月）

管理職員 年間2.60月 → 2.70月（0.1月）

(4) 定年前再任用短時間勤務職員

一般職員 年間1.10月 → 1.15月（0.05月）

管理職員 年間1.275月 → 1.325月（0.05月）

改定① 令和6年12月に支給する勤勉手当の支給月数の改定

改定② 令和7年度以後に支給する勤勉手当（6月及び12月支給）の支給月数の改定

（単位：月）

職員の区分		期	現 行	改定① （現行との増減）	改定② （現行との増減）
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	一般職員	6月期	1.125	1.125 （変更なし）	1.175 （0.05）
		12月期	1.125	1.225 （0.1）	1.175 （0.05）
	管理職員	6月期	1.30	1.30 （変更なし）	1.35 （0.05）
		12月期	1.30	1.40 （0.1）	1.35 （0.05）
定年前再任用短時間勤務職員	一般職員	6月期	0.55	0.55 （変更なし）	0.575 （0.025）
		12月期	0.55	0.60 （0.05）	0.575 （0.025）
	管理職員	6月期	0.6375	0.6375 （変更なし）	0.6625 （0.025）
		12月期	0.6375	0.6875 （0.05）	0.6625 （0.025）

エ 扶養手当に係る見直し（第11条及び第12条の3第1項）

配偶者又はパートナーシップ関係の相手方（以下「配偶者等」という。）に係る手当を段階的に廃止し、扶養親族である子に係る手当額を段階的に引き上げる。

(7) 配偶者等 6,000円 → 廃止

ただし、令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間において配偶者等を扶養する職員にあつては、令和7年度は4,000円、令和8年度は2,000円を支給する。

(4) 扶養親族である子 9,000円 → 10,500円

ただし、令和7年度は9,500円、令和8年度は10,000円を支給する。

オ 初任給調整手当の限度額の改定（第10条の2）

医師、歯科医師等に係る初任給調整手当の限度額を引き上げる。

(7) 令和6年度 26万8,500円 → 27万5,700円

(4) 令和7年度以後 27万5,700円 → 31万5,200円

(3) 施行期日等

ア 施行期日 公布の日。ただし、(2)イ改定②、ウ改定②、エ及びオ(4)については、令和7年4月1日

イ 適用日 (2)ア及びオ(7)については令和6年4月1日、(2)イ改定①及びウ改定①については令和6年12月1日

## 5 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 雇用保険法（昭和49年法律第116号）の一部改正に伴い、規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容  
雇用保険法の一部改正に伴う規定の整備  
ア 就業促進手当のうち就業手当の廃止に伴い、当該就業促進手当に相当する退職手当の支給対象者に係る規定を整備する。（第13条第8項及び第12項）  
イ 給付日数の延長に係る暫定措置（地域延長給付）の対象者に係る適用期限が2年間延長されたことに伴い、当該暫定措置に係る基本手当に相当する退職手当の支給対象者の適用期限を延長する。（付則第10項）
- (3) 施行期日 令和7年4月1日

## 6 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当に係る支給月数を改定するため、提案する。
- (2) 改正内容  
ア 期末手当の支給月数の引上げ（第16条第2項及び第30条第2項）  
ア) フルタイム会計年度任用職員 2.40月→2.50月（0.1月）  
イ) パートタイム会計年度任用職員 2.40月→2.50月（0.1月）  
改定① 令和6年12月に支給する期末手当の支給月数の改定  
改定② 令和7年度以後に支給する期末手当（6月及び12月支給）の支給月数の改定

（単位：月）

職員の区分	期	現行	改定① (現行との増減)	改定② (現行との増減)
フルタイム会計年度任用職員	6月	1.20	1.20 (変更なし)	1.25 (0.05)
	12月	1.20	1.30 (0.1)	1.25 (0.05)
パートタイム会計年度任用職員	6月	1.20	1.20 (変更なし)	1.25 (0.05)
	12月	1.20	1.30 (0.1)	1.25 (0.05)

イ 勤勉手当の支給月数の引上げ（第16条の2第2項及び第30条の2第2項）

(ア) フルタイム会計年度任用職員 2. 25月→2. 35月（0. 1月）

(イ) パートタイム会計年度任用職員 2. 25月→2. 35月（0. 1月）

改定① 令和6年12月に支給する勤勉手当の支給月数の改定

改定② 令和7年度以後に支給する勤勉手当（6月及び12月支給）の支給月数の改定

（単位：月）

職員の区分	期	現行	改定① (現行との増減)	改定② (現行との増減)
フルタイム会計 年度任用職員	6月	1. 125	1. 125 (変更なし)	1. 175 (0. 05)
	12月	1. 125	1. 225 (0. 1)	1. 175 (0. 05)
パートタイム会 計年度任用職員	6月	1. 125	1. 125 (変更なし)	1. 175 (0. 05)
	12月	1. 125	1. 225 (0. 1)	1. 175 (0. 05)

(3) 施行期日等

ア 施行期日 公布の日。ただし、(2)ア改定②及びイ改定②については、令和7年4月1日

イ 適用日 (2)ア改定①及びイ改定①については、令和6年12月1日

## 7 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(1) 提案理由 特別区人事委員会の勧告に伴い、幼稚園教育職員の給与を改定するほか、規定を整備するため、提案する。

(2) 改正内容

ア 給料表の改定（別表第一）

公民較差の解消（11,029円、2.89%）に伴い、給料月額を引き上げる。

イ 期末手当の支給月数の引き上げ（第27条第2項及び第3項）

(7) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

一般職員 年間2.40月 → 2.50月（0.1月）

管理職員 年間2.05月 → 2.15月（0.1月）

(4) 定年前再任用短時間勤務職員

一般職員 年間1.35月 → 1.40月（0.05月）

管理職員 年間1.175月 → 1.225月（0.05月）

改定① 令和6年12月に支給する期末手当の支給月数の改定

改定② 令和7年度以後に支給する期末手当（6月及び12月支給）の支給月数の改定

（単位：月）

職員の区分		期	現 行	改定① (現行との増減)	改定② (現行との増減)
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	一般職員	6月期	1.20	1.20 (変更なし)	1.25 (0.05)
		12月期	1.20	1.30 (0.10)	1.25 (0.05)
	管理職員	6月期	1.025	1.025 (変更なし)	1.075 (0.05)
		12月期	1.025	1.125 (0.10)	1.075 (0.05)
定年前再任用短時間勤務職員	一般職員	6月期	0.675	0.675 (変更なし)	0.70 (0.025)
		12月期	0.675	0.725 (0.05)	0.70 (0.025)
	管理職員	6月期	0.5875	0.5875 (変更なし)	0.6125 (0.025)
		12月期	0.5875	0.6375 (0.05)	0.6125 (0.025)

ウ 勤勉手当の支給月数の引上げ（第30条第2項及び第3項）

(7) 定年前提任用短時間勤務職員以外の職員

一般職員 年間2.25月 → 2.35月（0.1月）

管理職員 年間2.60月 → 2.70月（0.1月）

(4) 定年前提任用短時間勤務職員

一般職員 年間1.10月 → 1.15月（0.05月）

管理職員 年間1.275月 → 1.325月（0.05月）

改定① 令和6年12月に支給する勤勉手当の支給月数の改定

改定② 令和7年度以後に支給する勤勉手当（6月及び12月支給）の支給月数の改定

（単位：月）

職員の区分		期	現 行	改定① (現行との増減)	改定② (現行との増減)
定年前提任用短時間勤務職員以外の職員	一般職員	6月期	1.125	1.125 (変更なし)	1.175 (0.05)
		12月期	1.125	1.225 (0.10)	1.175 (0.05)
	管理職員	6月期	1.30	1.30 (変更なし)	1.35 (0.05)
		12月期	1.30	1.40 (0.10)	1.35 (0.05)
定年前提任用短時間勤務職員	一般職員	6月期	0.55	0.55 (変更なし)	0.575 (0.025)
		12月期	0.55	0.60 (0.05)	0.575 (0.025)
	管理職員	6月期	0.6375	0.6375 (変更なし)	0.6625 (0.025)
		12月期	0.6375	0.6875 (0.05)	0.6625 (0.025)

エ 扶養手当に係る見直し（第11条及び第12条第1項）

配偶者又はパートナーシップ関係の相手方（以下「配偶者等」という。）に係る手当を段階的に廃止し、扶養親族である子に係る手当額を段階的に引き上げる。

(7) 配偶者等 6,000円 → 廃止

ただし、令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間において配偶者等を扶養する職員にあつては、令和7年度は4,000円、令和8年度は2,000円を支給する。

(4) 扶養親族である子 9,000円 → 10,500円

ただし、令和7年度は9,500円、令和8年度は10,000円を支給する。

(3) 施行期日等

ア 施行期日 公布の日。ただし、(2)イ改定②、ウ改定②及びエについては、令和7年4月1日

イ 適用日 (2)アについては令和6年4月1日、(2)イ改定①及びウ改定①については令和6年12月1日